JA北魚沼
介護ステーション

指定訪問介護事業所

「心豊かな地域社会の創造」と
「安心して暮らせる地域社会」の実現

訪問介護とは…

◆介護保険証をお持ちで、要介護認定を受けた方がご利用できます。

◆要支援・要介護の高齢者やご家族などの生活を支えるため、訪問介護員（ホームヘルパー）がご利用者のご自宅に伺い、身体介護、食事や掃除、洗濯などの生活援助等を行うサービスです。

◆介護支援専門員（ケアマネージャー）の作成するケア計画を基に、訪問介護計画（ヘルパーの計画書）を作成し、サービス提供を行います。

営業日 時間

月曜日～金曜日…午前8時30分～午後5時30分

土・日・祝日・国民の休日（５月４日）、年末年始は休業

※ただし、上記営業日及び営業時間以外のサービス提供をご希望の場合は、ご相談ください。

利用料金

◆介護保険の法定利用料金に基づく金額です。

◆要介護度に応じ設定された上限額の範囲であれば原則**費用の１割が自己負担**となります。（別紙参照）もしくは2割

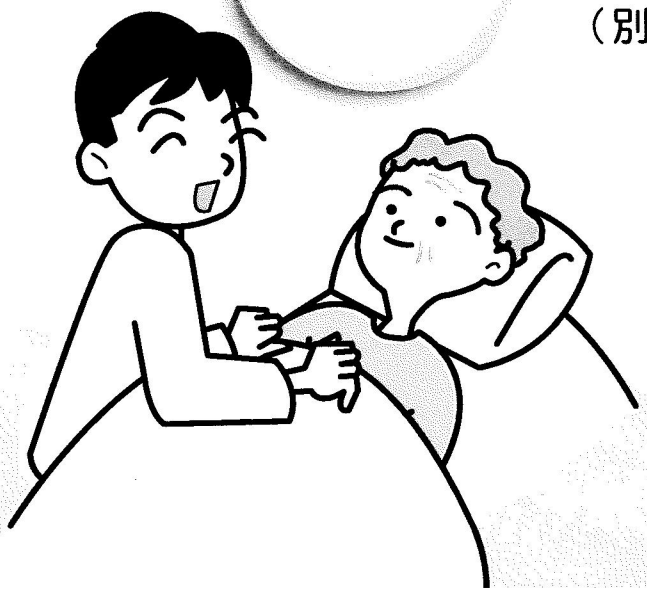

ご利用内容

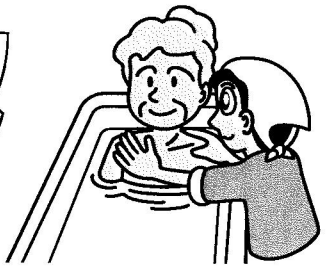

《身体介護》

- 排泄介助
- 更衣介助
- 食事介助・水分補給
- 入浴介助・清拭・部分浴・洗髪
- 整容介助（爪切り、耳掃除、髭の手入れ、口腔ケア）
- 体位交換
- 服薬介助
- 通院、　　の外出介助
- 自立支援のための見守り的援助
  （例）利用者と一緒に行う家事、歩行時や入浴時など声かけや見守りを中心に行い、必要時に介助を行う　など

《生活援助》

- 調理
- 洗濯
- 居室の掃除・整理整頓
- 買い物
- 薬の受取り
- 衣類の入れ替え
- ベッドメイク

《その他》

- ご家族への介護指導、相談
- 相談援助

身体介護、生活援助の大きな区分の他に、両方を合わせた「身体生活」という区分もあります

ご提供できないサービス内容

- 障子張り
- 畑から野菜を収穫する
- 特別な手間をかける料理
- 大掃除
- 散髪
- 利用者以外の調理、洗濯、買い物
- 窓ガラス拭き
- 花の水やり、花の水替え
- 利用者が使用する場所以外の掃除
- 来客の接待（お茶だし等）
- 仏壇の掃除
- 庭木の手入れ、枝下ろし
- お中元やお香典などのお届け
- 家具、電気器具の移動
- 草取り
- ペットの世話
- 買い物、薬受取り以外の金銭の取扱い
- 床ずれなどの医療行為

など

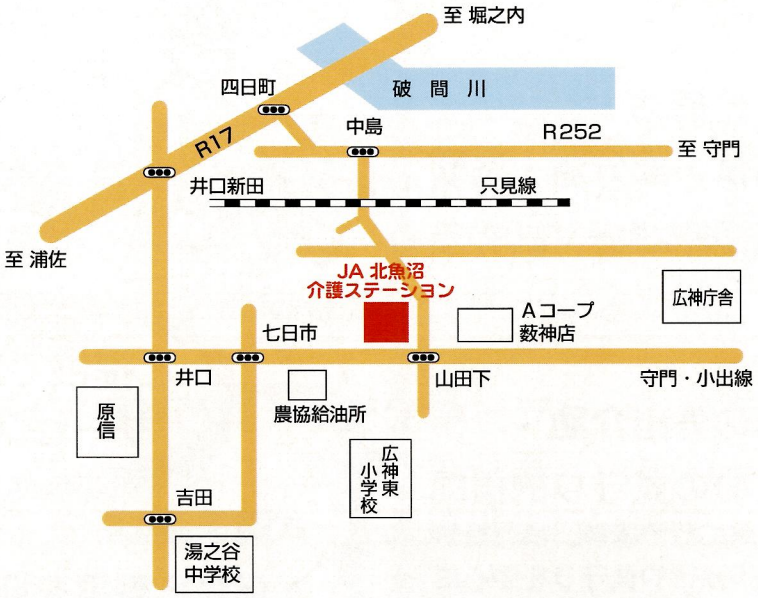

指定訪問介護事業所

JA北魚沼 介護ステーション

〒946-0062 魚沼市一日市320番地 JA北魚沼薮神支店内

TEL 025-792-9411

FAX 025-793-7688

E-MAIL: jahelper@gaea.ocn.ne.jp

開　設	平成12年10月1日
代表者名	代表理事理事長 岡村健市
職　員	管理者 サービス提供責任者 訪問介護員
サービス提供地域	魚沼市